

令和元年12月6日
自動車局
審査・リコール課

タカタ製エアバッグ・インフレーター破損の不具合に関する調査指示について

オーストラリアにおいて、タカタ製エアバッグ・インフレータの異常破裂が原因と疑われる死亡・重症事故が発生し、当該インフレータを搭載した自動車のリコール届出が新たに行われたことを受けて、自動車局は、当該インフレータを搭載した車両を製作した自動車メーカー等7社に対し、早急に原因究明及びリコール等の市場措置の要否について検討し、結果を報告するよう指示しました。

タカタ製エアバッグ・インフレータについては、ガス発生装置（インフレータ）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降、リコールを実施しているところです。

11月7日、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition & Consumer Commission）は、BMW 社より、運転席のエアバッグ・インフレータが異常破裂するおそれがあるとして、リコール届出があった旨を公表しました。

なお、同委員会は、関係機関と連携し、同国内で発生したエアバッグ・インフレータの異常破裂が原因と疑われる事故（死亡事故1件、重傷事故1件を含む。）について調査を行っております。

このリコール届出の対象であるエアバッグ・インフレータは1995年～1999年の間に製造されたものであり、これまでに原因が判明し、リコールの対象となっている硝酸アンモニウムをインフレータに用いたタイプではないことから、異常破裂の原因についても明らかとなっております。

このため、国土交通省では、11月27日、当該異常破裂のおそれがある型式のエアバッグ・インフレータ（以下「対象インフレータ」といいます。）を搭載した車両を製作した自動車メーカー等7社に対し、早急に原因の究明を行い、原因が特定され次第、リコール等の市場措置の要否を検討し、その結果を報告するよう指示するとともに、12月6日、道路運送車両法に基づき、文書にてその旨を指示しました。

【対象インフレータが搭載されている車両を製作している自動車メーカー等】

- ・ スズキ株式会社
- ・ トヨタ自動車株式会社
- ・ ビー・エム・ダブリュー株式会社
- ・ 本田技研工業株式会社
- ・ マツダ株式会社
- ・ 三菱自動車工業株式会社
- ・ 三菱ふそうトラック・バス株式会社

（添付資料）

- ・ 参照条文

【お問い合わせ先】

審査・リコール課リコール監理室 多田、片山

代表：03-5253-8111（内線：42351、42363）

直通：03-5253-8597、FAX：03-5253-1640